

金融・労働研究ネットワーク 研究会 2012.2.25

「社会保障と税の一体改革」

—格差拡大の中での税制改革の在り方—

合田 寛

一、「社会保障・税の一体改革」の

①社会保障改革と税改革構造

社会保障の「改革」

○今回の改革は、・・国民の自立を支え安心して生活ができる社会基盤を整備する、という社会保障の原点に立ち返り、機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すものである。

税の「改革」(消費税の増税)

○消費税率(国・地方)は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げを行う。

○消費税(国・地方)の税率構造については、・・今回の改革においては単一税率を維持することとする。

(「社会保障・税一体改革大綱について」 2012.2.17 閣議決定)

②消費税の目的税化と財政再建との同時達成

社会保障目的税

○消費税収(国分)は法律上は全額社会保障4経費(年金、医療、介護および少子化に対処するための費用)に充てることを明確にし、社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において使途を明確化することで社会保障財源化する。

(「社会保障・税一体改革大綱について」2012.2.17閣議決定)

○さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定強化につなげていく。

(「社会保障・税一体改革成案」2011.7.1閣議報告)

社会保障「改革」と「財政健全化」の同時達成

○今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。その上で社会保障の安定財源確保を図っていくことなどにより、「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)に定められている2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩が踏み出されることとなる。

(「社会保障・税一体改革大綱について」2012.2.17閣議決定) 3

③財政健全化目標

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日閣議決定）

財政健全化目標

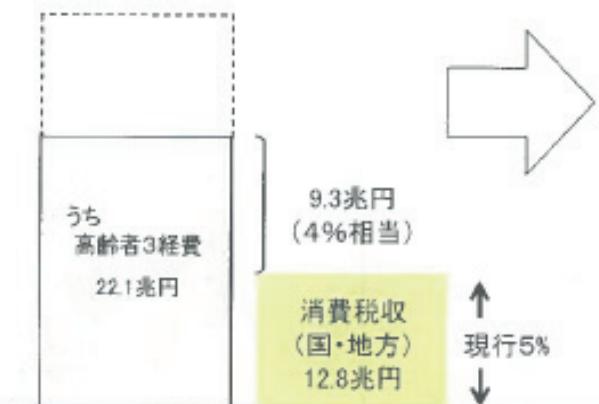
収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
<p>①国・地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス)</p> <ul style="list-style-type: none">・遅くとも<u>2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減</u>・遅くとも<u>2020年度までに黒字化</u>	<p><u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u></p>
<p>②国の基礎的財政収支：上記と同様の目標</p>	
<p>③2021年度以降も、財政健全化努力を継続</p>	

④基本的枠組みの図解A

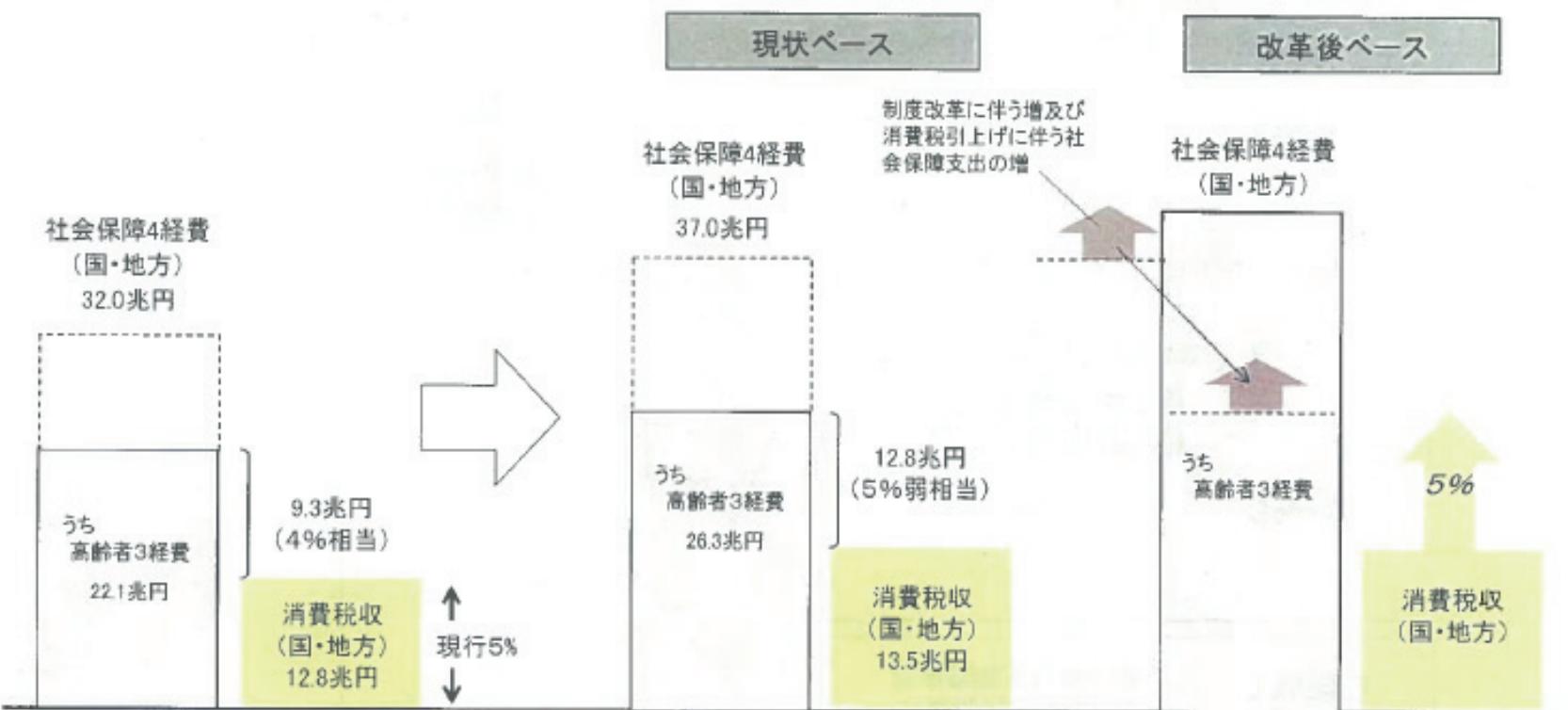
社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(2011年度)

社会保障4経費
(国・地方)
32.0兆円



(2015年度)(※)



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

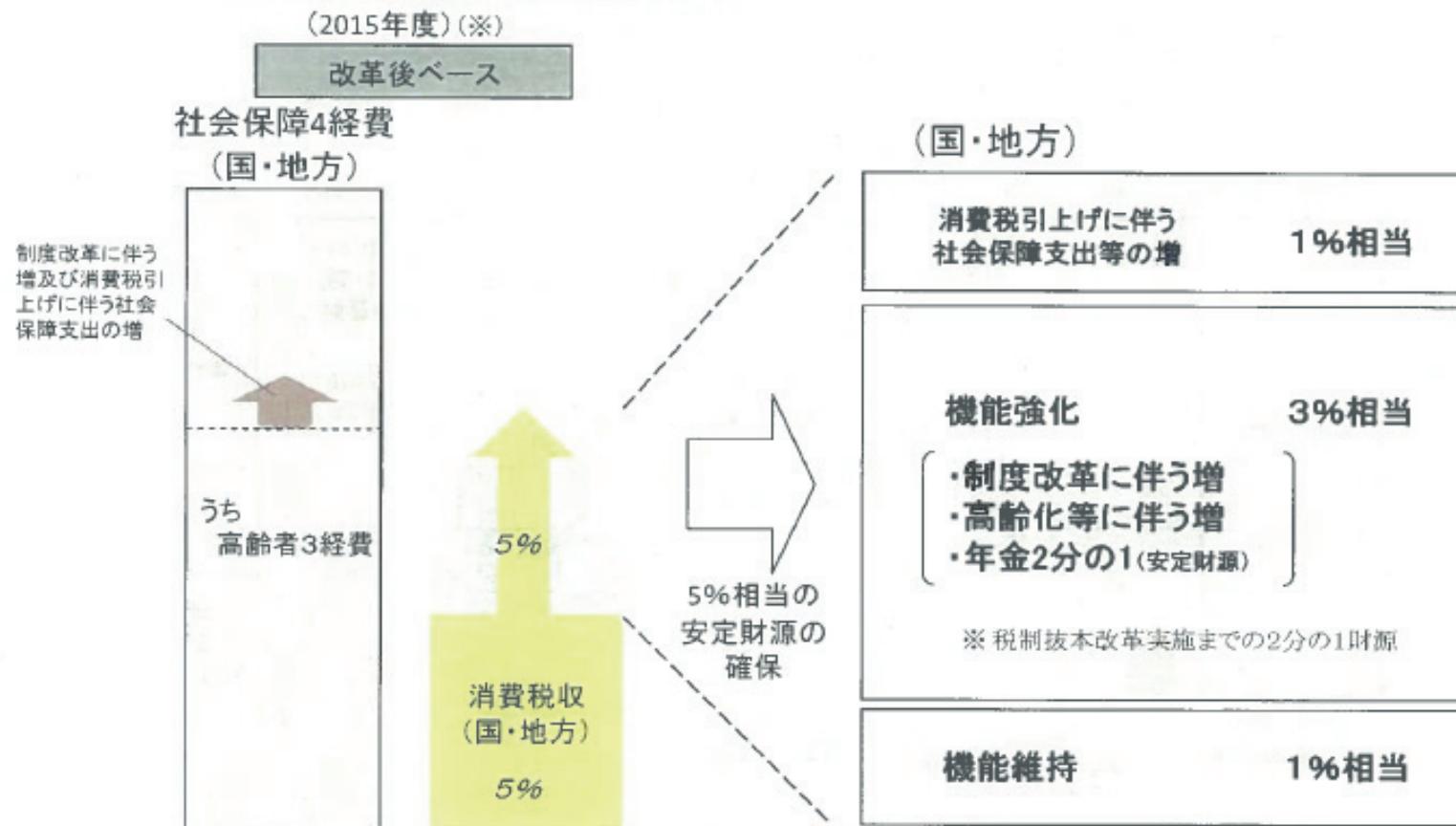
(注1) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

⑤基本的枠組みの図解B

社会保障改革の安定財源の確保



(注) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

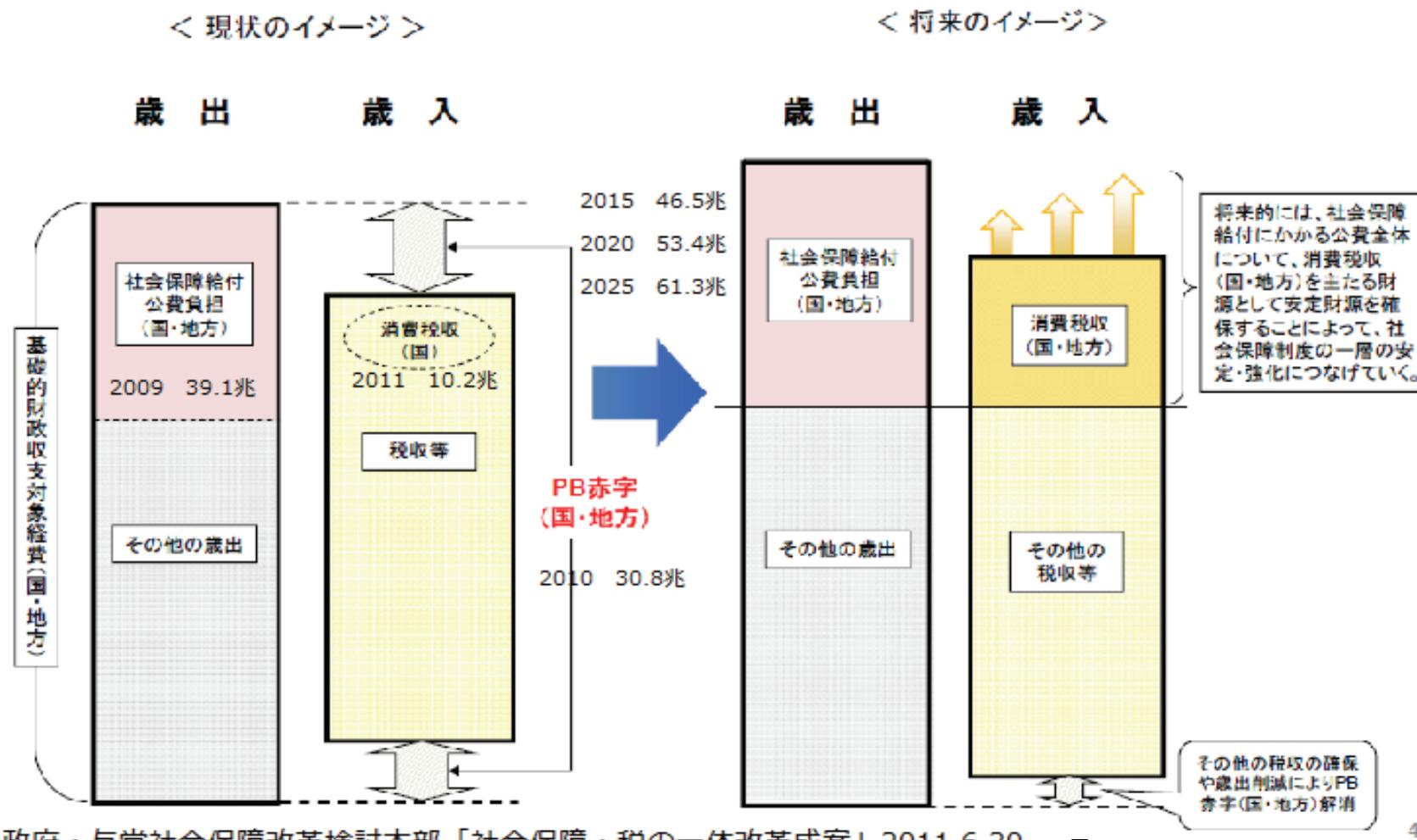
(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保険給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保険給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

⑥基本的枠組みの図解C

消費税収（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ

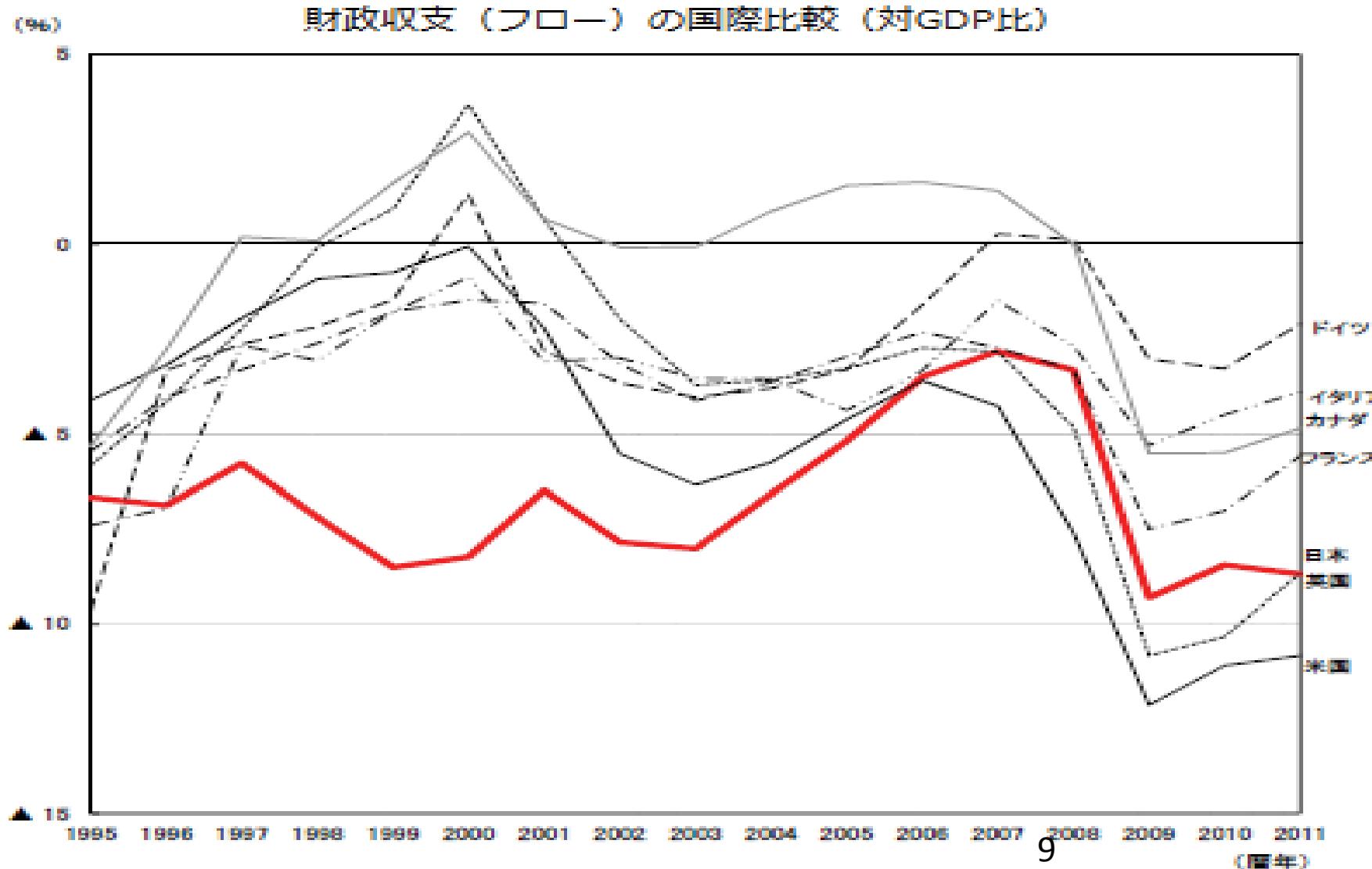


⑦将来の増税試算—消費税率30%にも一

財政再建目標(国+地方)達成に必要な収支改善幅(フローおよびストック)						
(単位:兆円、%)						
		フロー			ストック	
		基礎的財政収支	目標値	目標達成に必要な収支改善幅	公債発行残高	最低目標値
2011年度	金額	▲32.3			854.7	
	対GDP比	▲6.9%			181.8%	
2015年度	金額	▲16.8	▲16.5	目標ほぼ達成	984.4	
	対GDP比	▲3.3%	▲3.2%		193.1%	
2020年度	金額	▲16.6	0	16.6	1164.1	
	対GDP比	▲3.0%	0	3.0%	208.6%	
2023年度	金額	▲17.4			1302.2	1229.1
	対GDP比	▲2.9			221.0%	208.6%

二、日本の財政の現状をどう見るか

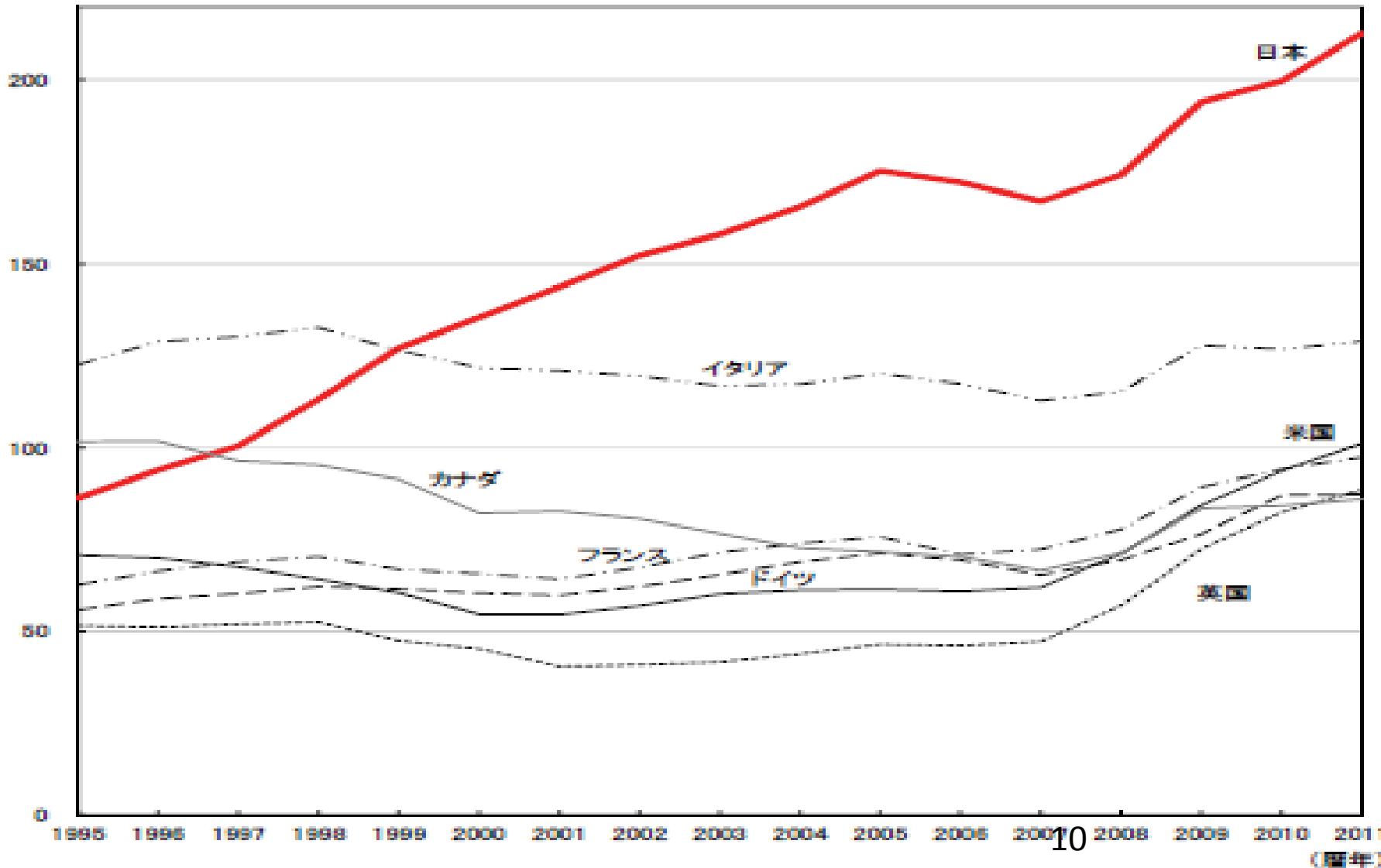
①財政収支の推移



②債務残高の推移—GDPの200%を突破—

(%)

債務残高の国際比較(対GDP比)



③対外資産の状況からみるとどうか

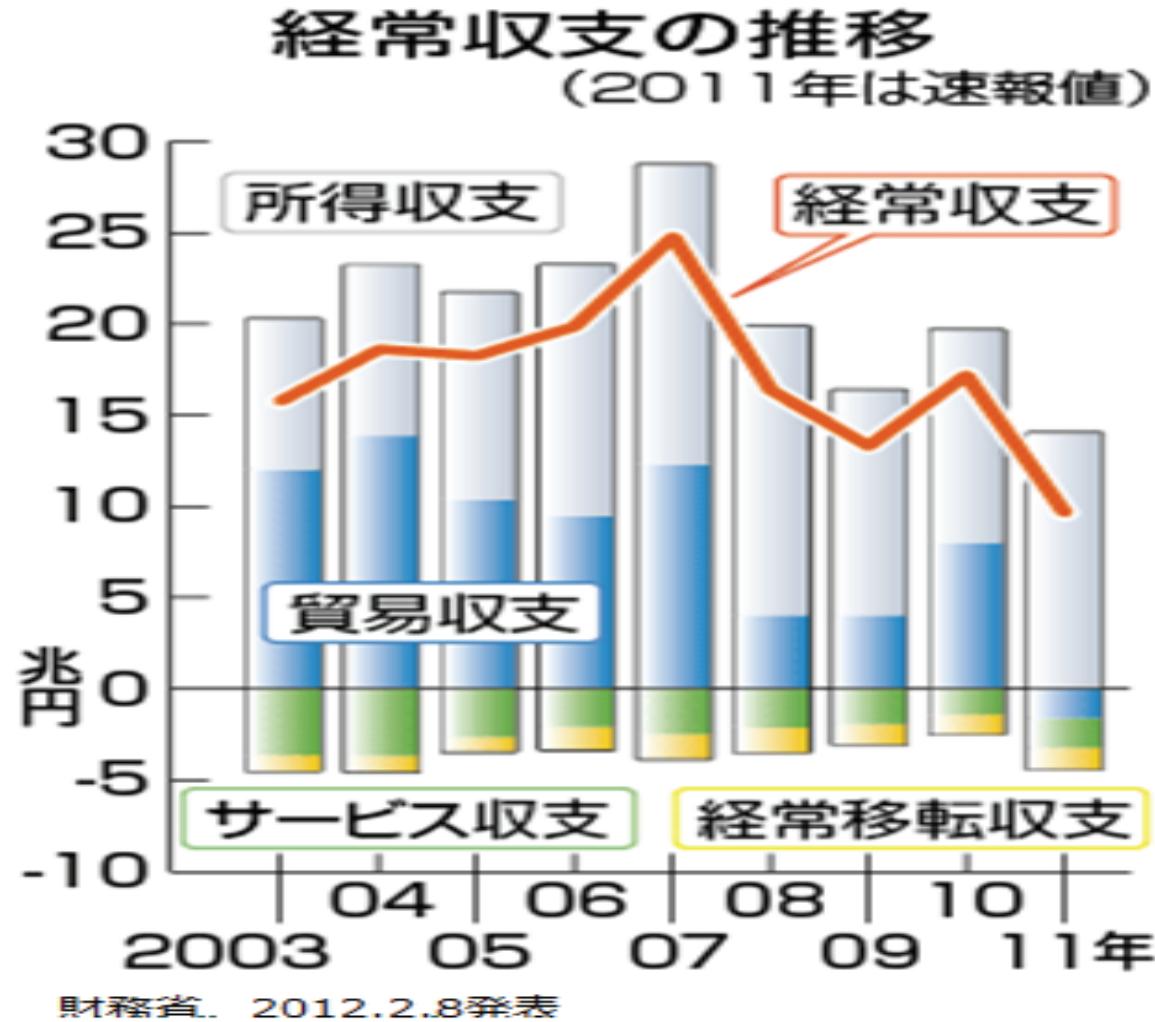
▽ 主要国の対外資産負債残高

(兆円)

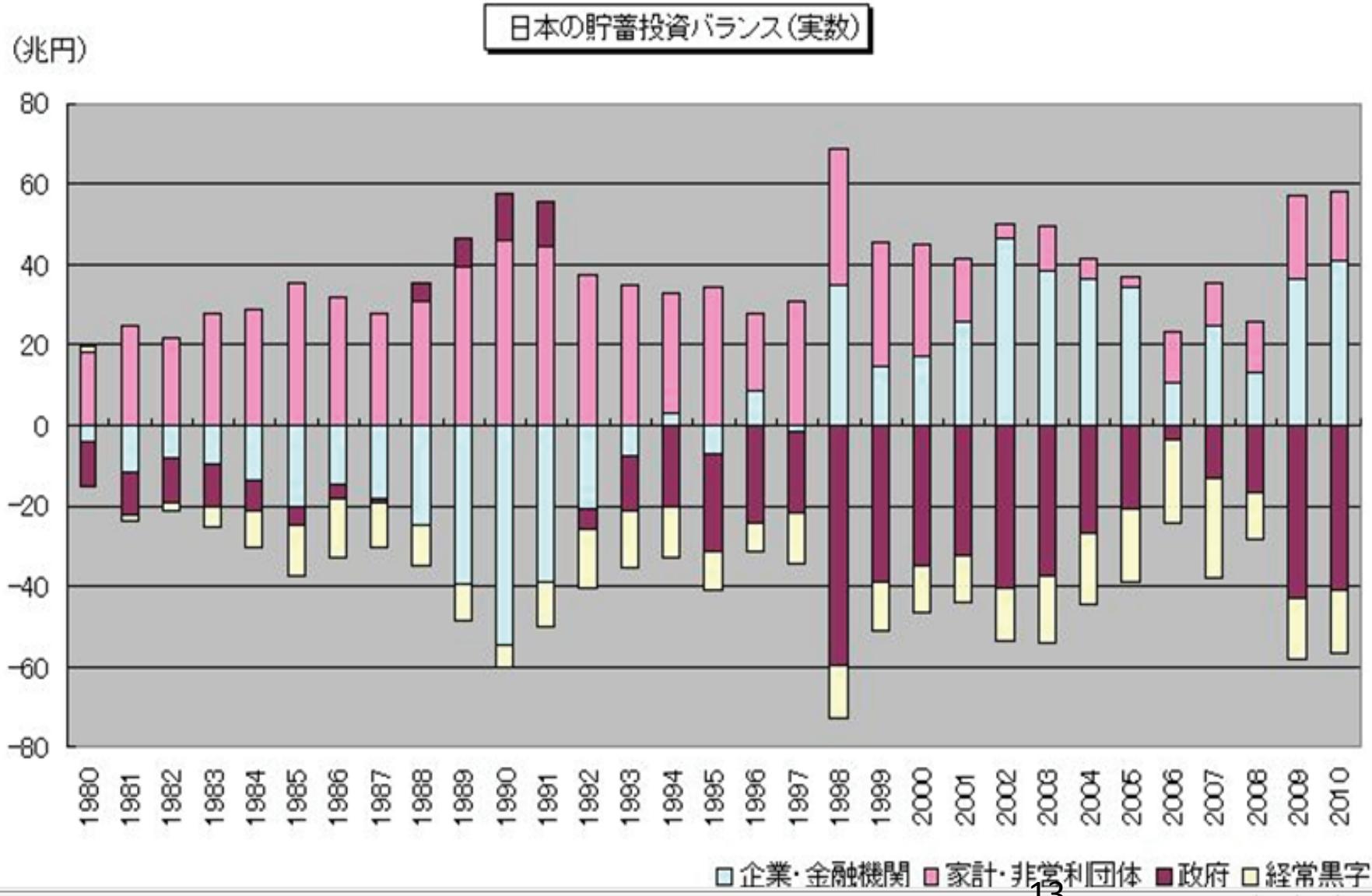
		資産	負債	純資産	GDP比
日本	10年末	563.5	312.0	251.6	52.5%
	09年末	554.8	288.6	266.2	56.5%
中国	09年末	318.5	150.8	167.7	36.5%
ドイツ	10年末	696.4	582.2	114.2	42.1%
スイス	10年末	267.6	203.1	64.5	136.1%
香港	10年末	235.0	178.5	56.5	308.6%
ロシア	09年末	102.1	91.2	10.9	9.1%
カナダ	10年末	115.8	137.2	△ 21.4	△ 16.2%
英國	10年末	1,184.2	1,208.8	△ 24.5	△ 13.2%
イタリア	10年末	224.4	253.2	△ 28.9	△ 17.1%
フランス	09年末	627.5	656.6	△ 29.1	△ 11.5%
オーストラリア	10年末	100.8	165.6	△ 64.7	△ 58.2%
スペイン	10年末	148.1	248.9	△ 100.7	△ 87.1%
米国	09年末	1,692.0	1,944.0	△ 252.0	△ 19.4%

(注1) 円建による各國計数の算出にあたっては、IMF “International Financial Statistics” に掲載の各年末におけるレートを用いて換算。

④経常収支の状況から見るとどうか



⑤貯蓄投資バランス論から見るとどうか



⑥各国の財政赤字増大は世界的需要不足に対応

Table 1.1. The global recovery has lost momentum
 OECD area, unless noted otherwise

	Average 1999-2008	2009	2010	2011	2012	2013	2011 Q4/Q4	2012	2013
Percent									
Real GDP growth¹	2.5	-3.8	3.1	1.9	1.6	2.3	1.6	1.8	2.5
United States	2.5	-3.5	3.0	1.7	2.0	2.5	1.5	2.0	2.7
Euro area	2.1	-4.2	1.8	1.6	0.2	1.4	0.9	0.6	1.7
Japan	1.2	-6.3	4.1	-0.3	2.0	1.6	0.8	1.7	1.6
Output gap²	0.7	-4.4	-3.2	-3.1	-3.4	-3.1			
Unemployment rate³	6.4	8.2	8.9	8.0	8.1	7.9	8.1	8.1	7.8
Inflation⁴	2.7	0.5	1.8	2.5	1.9	1.5	2.6	1.7	1.5
Fiscal balance⁵	-2.2	-8.3	-7.7	-6.6	-5.9	-5.1			
<i>Memorandum items</i>									
World real trade growth	6.7	-10.7	12.6	6.7	4.8	7.1	5.1	5.7	7.7
World real GDP growth⁶	3.8	-1.2	5.0	3.8	3.4	4.3	3.4	3.6	4.6

1. Year-on-year increase; last three columns show the increase over a year earlier.

2. Per cent of potential GDP.

3. Per cent of labour force.

4. Private consumption deflator. Year-on-year increase; last 3 columns show the increase over a year earlier.

5. Per cent of GDP.

6. Moving nominal GDP weights, using purchasing power parities.

Source: OECD Economic Outlook 90 database.

⑦緊縮政策からの転換？

○トロントサミット(2010.6)

先進国は2013年までに財政赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比率を安定化させる。日本政府の財政健全化計画を歓迎する。

○カンヌサミット(2011.11)

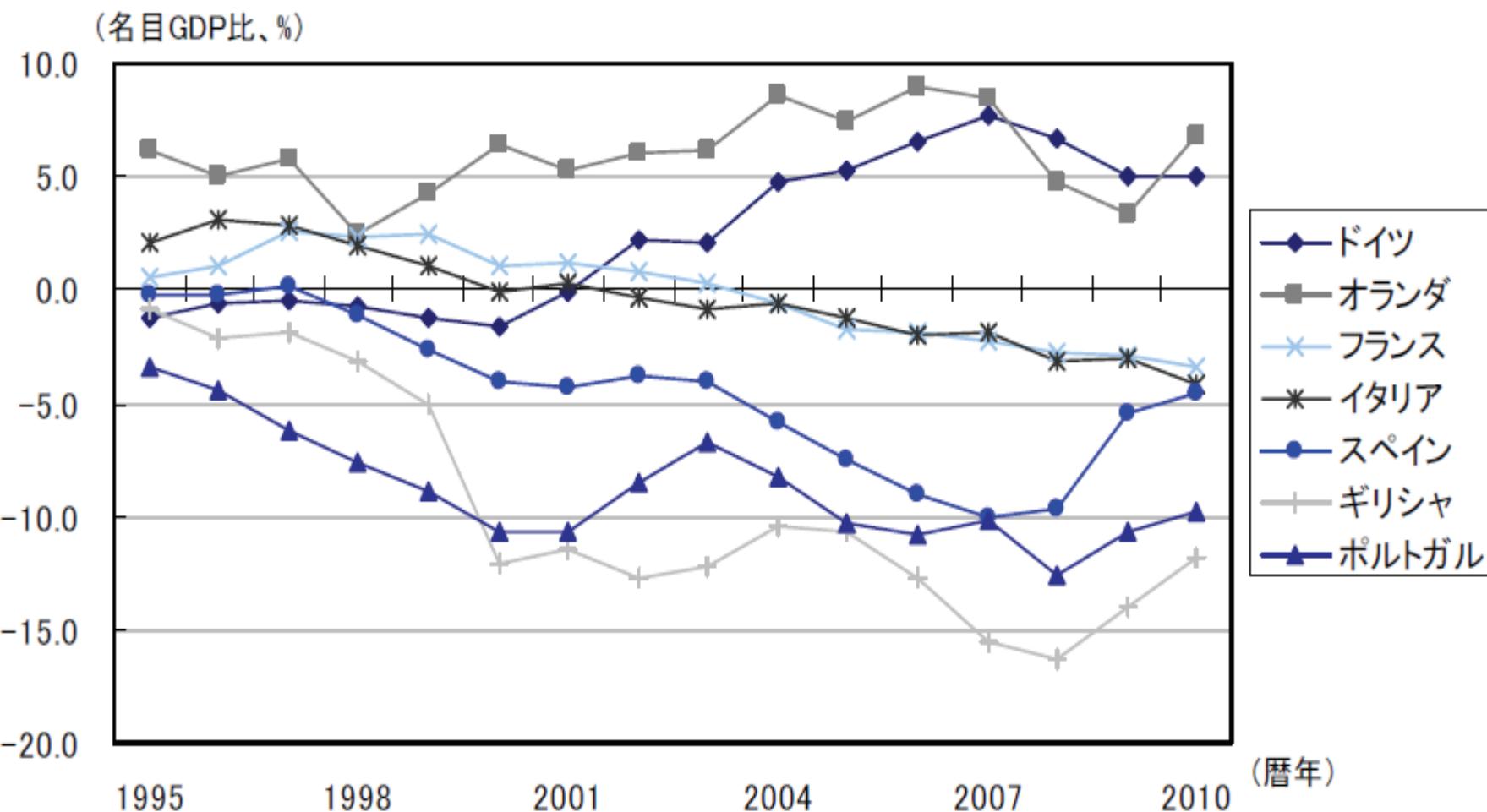
中期的な成長基盤の確保のために、米、英、独、仏、伊など9か国はトロントサミットのコミットメントを再確認する。日本は中期的な財政健全化のコミットメントを確保しつつ、震災復興のための19兆円の財政措置を迅速に実施する。野田の消費税アップの国際公約。

○2012年

- ・ラガルド演説(1/23、ドイツ) 2012年は「回復(healing)の年」。緊縮政策をより緩やかにしなければならない国も多くある。
- ・ラガルド演説(1/28、ダボス)急速な財政再建は成長を阻害する。赤字削減は各国の経済状況に応じたものでなければならない。
- ・カルロ・コレッタリ(IMFディレクター)「現在の脆弱な経済状況の下では性急な赤字削減は回復をリスクにさらす」。
- ・オリビエ・ブランシャール(同)「大半の先進国は財政再建と厳しい信用という二つのブレーキがかかったまま進もうとしている」

⑧ヨーロッパ財政危機の原因 I

欧洲の経常収支推移



(資料) Bloomberg

⑨ヨーロッパ財政危機の原因Ⅱ

欧洲のソブリンリスク比較

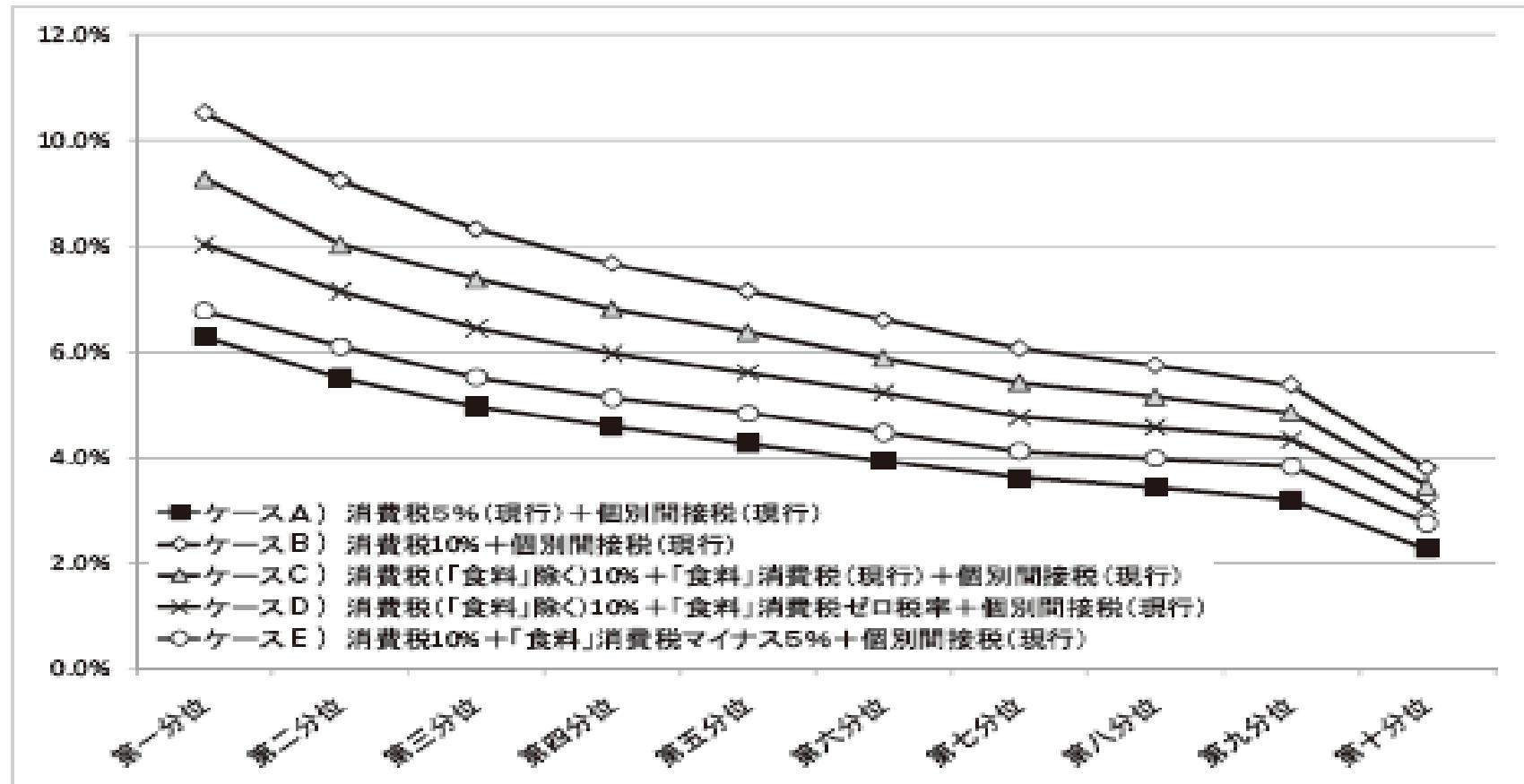
	一般政府の財政収支(GDP比%)			一般政府のプライマリーバランス(GDP比%)			一般政府総債務残高(GDP比%)(2011年)	海外投資家による政府債務保有割合(%)	経常収支(GDP比%)(2011年)	実質GDP成長率(年平均)(10-16年)	名目GDP成長率(年平均)(10-16年)	名目GDP(億ユーロ)(2011年)	ソブリン格付(自国通貨建)	
	(11年)	(12年)	(13年)	(11年)	(12年)	(13年)								
ベルギー	-3.5	-3.4	-3.3	-0.3	0.0	0.1	94.6	61.5	0.6	1.9	4.3	3,744	AA+/Negative	
ドイツ	-1.7	-1.1	-0.8	0.4	0.8	1.2	82.6	50.1	5.0	1.6	2.5	25,682	AAA/Stable	
アイルランド	-10.3	-8.6	-6.8	-6.8	-4.4	-1.5	109.3	55.6	1.8	2.2	3.6	1,573	BBB+/Stable	
ギリシャ	-8.0	-6.9	-5.2	-1.3	0.8	3.3	165.6	55.1	-8.4	0.5	1.0	2,209	CC/Negative	
スペイン	-6.1	-5.2	-4.4	-4.4	-3.1	-2.1	67.4	42.1	-3.8	1.6	3.3	10,875	AA-/Negative	
フランス	-5.9	-4.6	-4.0	-3.4	-2.1	-1.4	86.8	57.9	-2.7	1.9	3.6	19,876	AAA/Stable	
イタリア	-4.0	-2.4	-1.1	0.5	2.6	4.1	121.1	42.4	-3.5	0.8	2.6	15,894	A/Negative	
キプロス	-6.6	-4.5	-4.1	-4.3	-2.2	-1.9	64.0	NA	-7.2	1.9	4.5	182	BBB-/Negative	
ルクセンブルク	-0.7	-1.2	-1.4	-1.7	-2.2	-2.4	19.7	NA	9.8	3.0	4.7	445	AAA/Stable	
マルタ	-2.9	-2.9	-2.5	0.2	-0.2	-0.4	66.3	NA	-3.8	2.3	5.2	66	A/Stable	
オランダ	-3.8	-2.8	-2.3	-2.2	-1.2	-0.5	65.5	57.9	7.5	1.6	3.1	6,075	AAA/Stable	
オーストリア	-3.5	-3.2	-2.7	-1.3	-0.9	-0.3	72.3	76.8	2.8	2.1	4.1	3,009	AAA/Stable	
ポルトガル	-5.9	-4.5	-3.0	-1.9	0.1	1.9	106.0	50.3	-8.6	0.6	2.0	1,712	BBB-/Negative	
エストニア	-6.2	-4.7	-3.8	-4.8	-3.2	-2.2	43.6	68.1	-1.7	2.1	4.3	371	AA-/Stable	
エストニア	-4.9	-3.8	-3.1	-3.3	-1.9	-1.1	44.9	38.1	-1.3	3.9	5.8	688	A+/Positive	
フィンランド	-1.0	0.3	0.3	-1.5	-0.2	-0.1	50.2	77.9	2.5	2.3	4.8	1,915	AAA/Stable	
ユーロ圏	-4.1	-3.1	-2.5	-1.5	-0.3	0.5	88.6	NA	0.1	1.6	3.1	94,315	NA	
英國	-8.5	-7.0	-5.1	-5.6	-4.1	-2.2	80.8	23.1	-2.7	2.2	5.2		AAA/Stable	
参考	米国	-9.6	-7.9	-6.2	-8.0	-6.3	-4.6	100.0	29.6	-3.1	2.6	3.9		AA+/Negative
参考	日本	-10.3	-9.1	-7.8	-8.9	-7.7	-6.2	233.1	6.5	2.5	1.4	1.1		AA-/Negative

(出所)IMF World Economic Outlook, SEP. 2011. キプロス、マルタのプライマリーバランスは欧州委「2011年秋季見通し」、海外投資家による政府債務保有割合はIMF Global Financial Stability Report SEP. 2011. S&Pの格付けは2011年11月10日時点。

三、消費税増税は何をもたらすか

①逆進性が倍加

消費税率の引き上げの場合の所得階級別の間接税負担率



齊藤友里恵、上村敏之「間接税の所得階級別負担」、会計検査院「会計検査研究」2011.9

②税制全体としての逆進性

各国の付加価値税の税率と税収

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン
税率(標準税率)	5%(4%)	20%	19.6%	19%	20%	25%
税収(国税)に占める消費税収の比率	24.4%	21.1%	50.6%	35.6%	28.3%	21.2%

(注)日本の消費税率5%のうち国分は4%

(出所)財務省「財政金融統計月報」(2010年4月)など。スウェーデンの税収比率はスウェーデン統計庁

③標準世帯の負担増

	共働き世帯	片働き世帯	
世帯年収(税引き前、万円)	800	300	500
実質可処分所得(2011年)	668	282	434
実質可処分所得(2015年)	626	257	403
負担増	-42	-25	31
負担増の割合(%)	-6.3	-8.3	-7.1

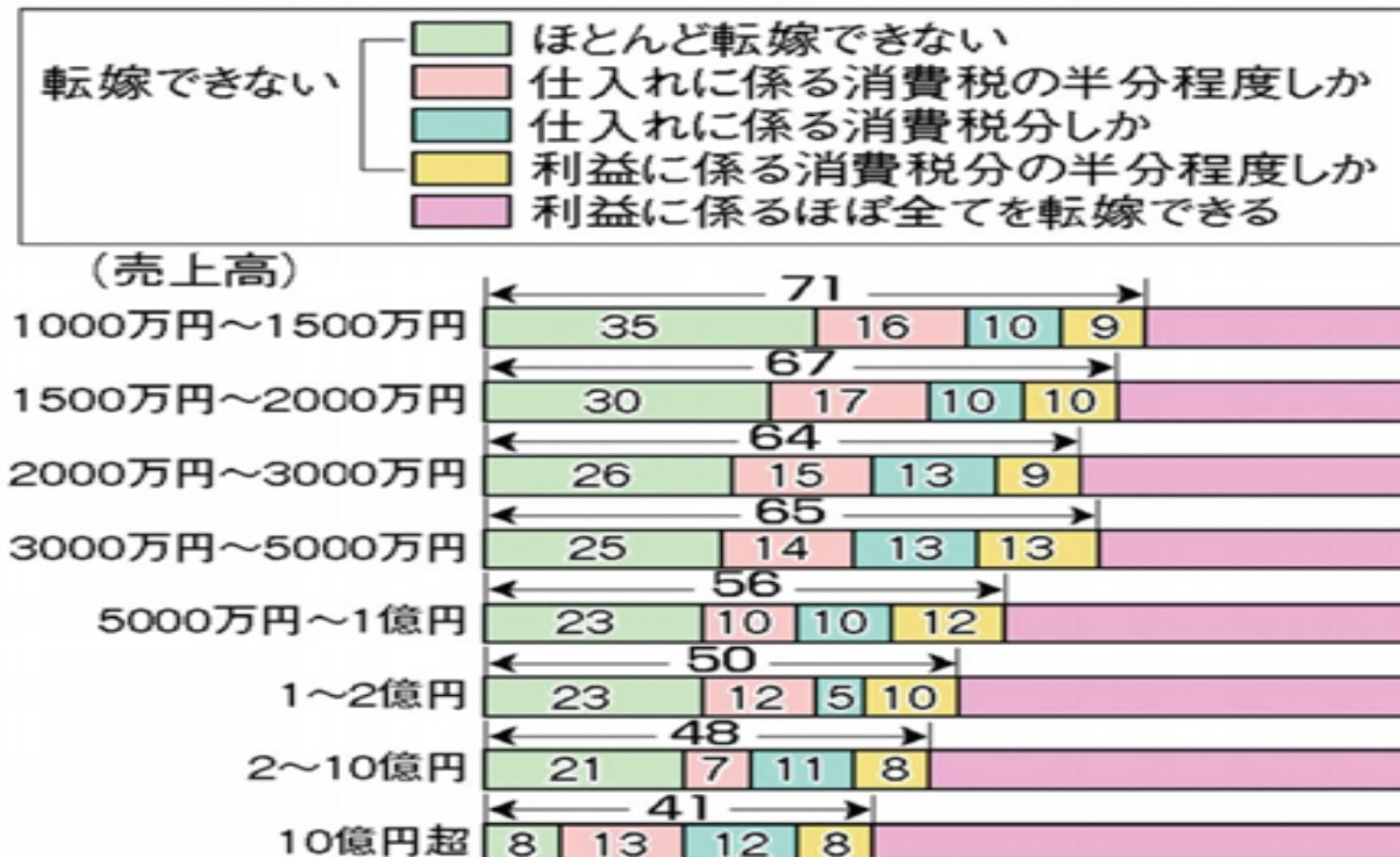
(注)前提:4人家族、世帯主40歳以上。

- ①所得税 年少扶養控除廃止(2011.1~)、復興税(所得付加税2.1%、2013.1~)
- ②住民税 年少扶養控除廃止(2012.6~)、復興税(年1000円の均等割増税、2014.6~)
- ③消費税 2014.1~ 8%へ、2015.1~ 10%へ
- ④厚生年金保険料引き上げ、給付の物価スライド引き下げ(2011年比で2.5%減)
- ⑤子ども手当→児童手当 一人当たり1.3万円→1万円
- ⑥その他、車体課税、地球温暖化課税を考慮に入れる

(出所)大和総研「2012年度税制改正大綱 試算編」(2011.12.16)より一部加工

④中小企業の70%は転嫁できない

消費税が上げられた場合 転嫁は…



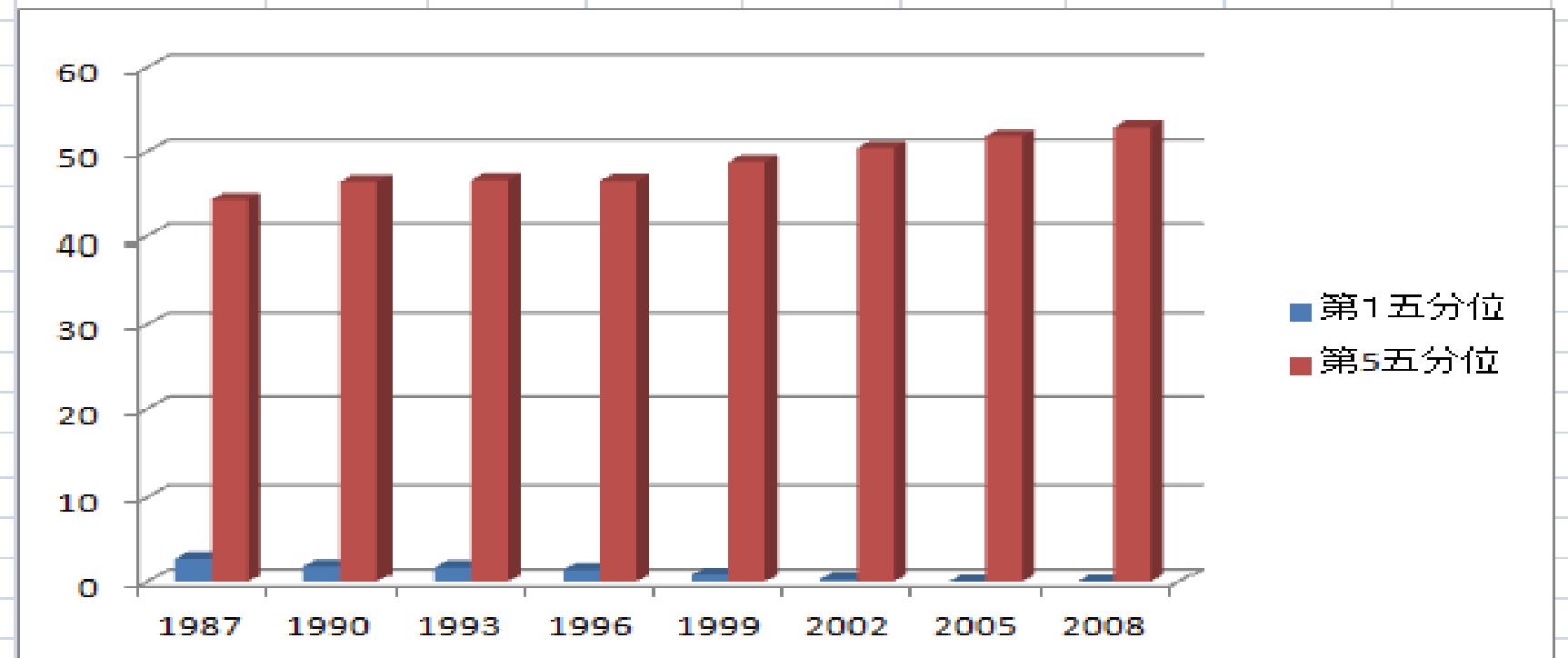
(中小企業における消費税の転嫁に係る実態調査—日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、共同調査—から作成)

四、格差拡大と再分配政策

①日本の所得格差拡大—当初所得の開き

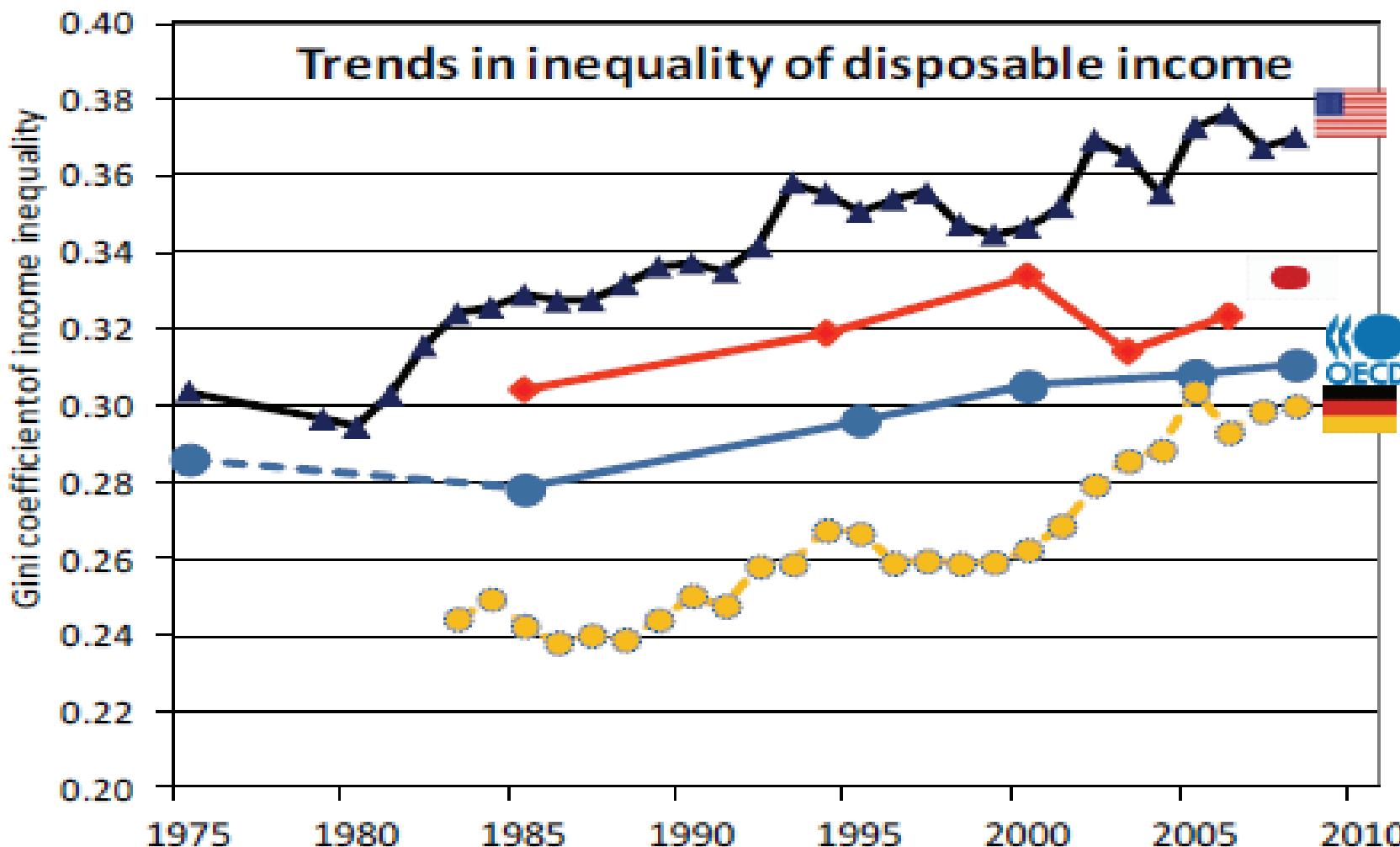
当初所得五分位階級別所得構成比(%)

	1987	1990	1993	1996	1999	2002	2005	2008
第1五分位	2.7	1.8	1.7	1.4	0.8	0.3	0	0
第5五分位	44.3	46.4	46.6	46.5	48.8	50.4	51.8	52.9



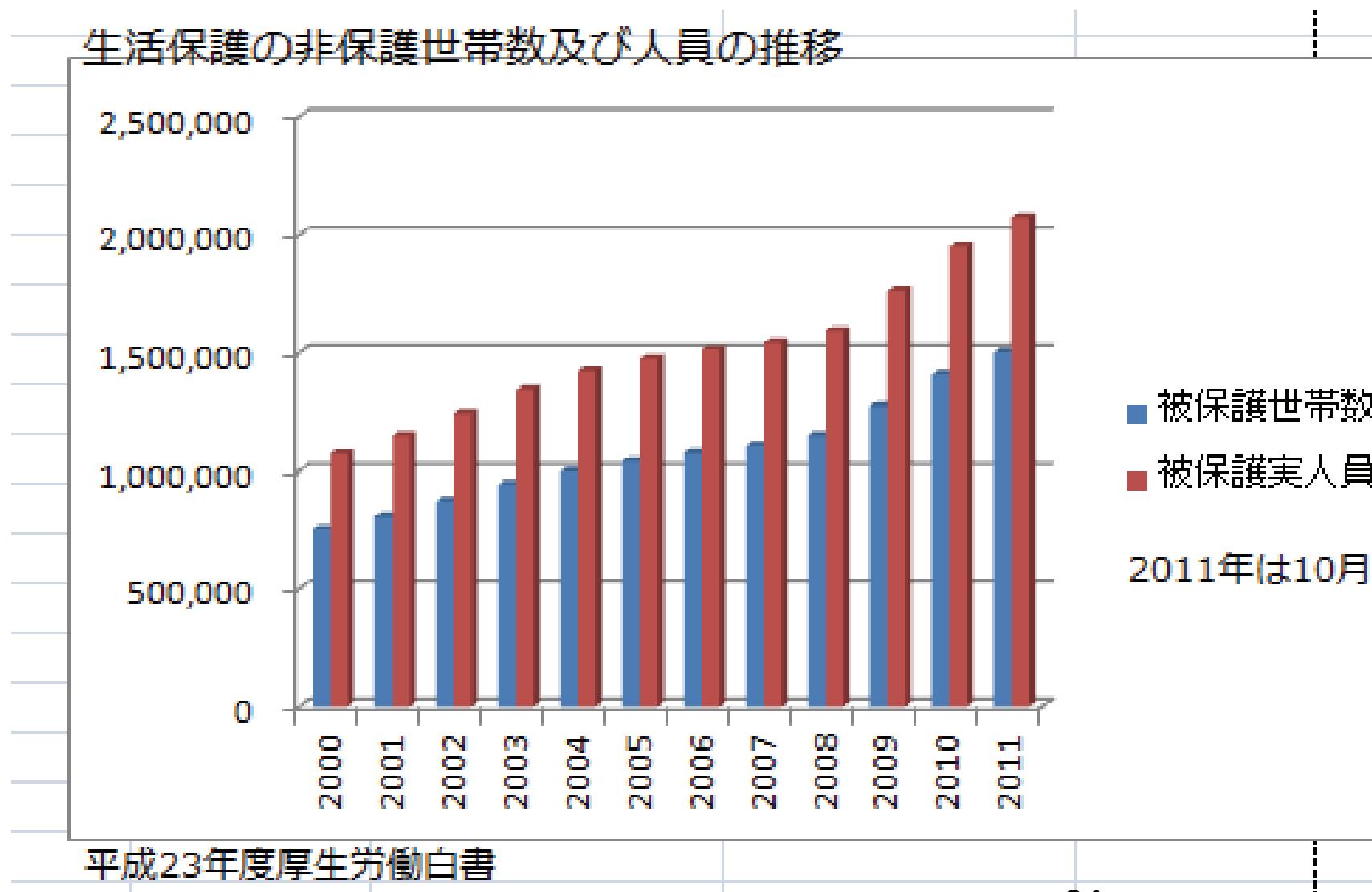
(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告」より作成

②日本の所得格差拡大Ⅱ OECD調査



OECD 'Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising', 2011.12.5
23

③急増する貧困層



④高まる相対的貧困率

相対的貧困率の推移

	相対的貧困率			貧困線(実質値)
	全世帯	子供世帯	子どもと親一人 の世帯	
1985	12.0	10.9	54.5	108
1988	13.2	12.9	51.4	113
1991	13.5	12.8	50.1	123
1994	13.7	12.1	53.2	128
1997	14.6	13.4	63.1	130
2000	15.3	14.5	58.2	120
2003	14.9	13.7	58.7	117
2006	15.7	14.2	54.3	114
2009	16.0	15.7	50.8	112

(注1)相対的貧困率とは貧困線に満たない世帯員の割合(%)

(注2)貧困線とは等価可処分所得の中央値の半分の値(単位:万円)

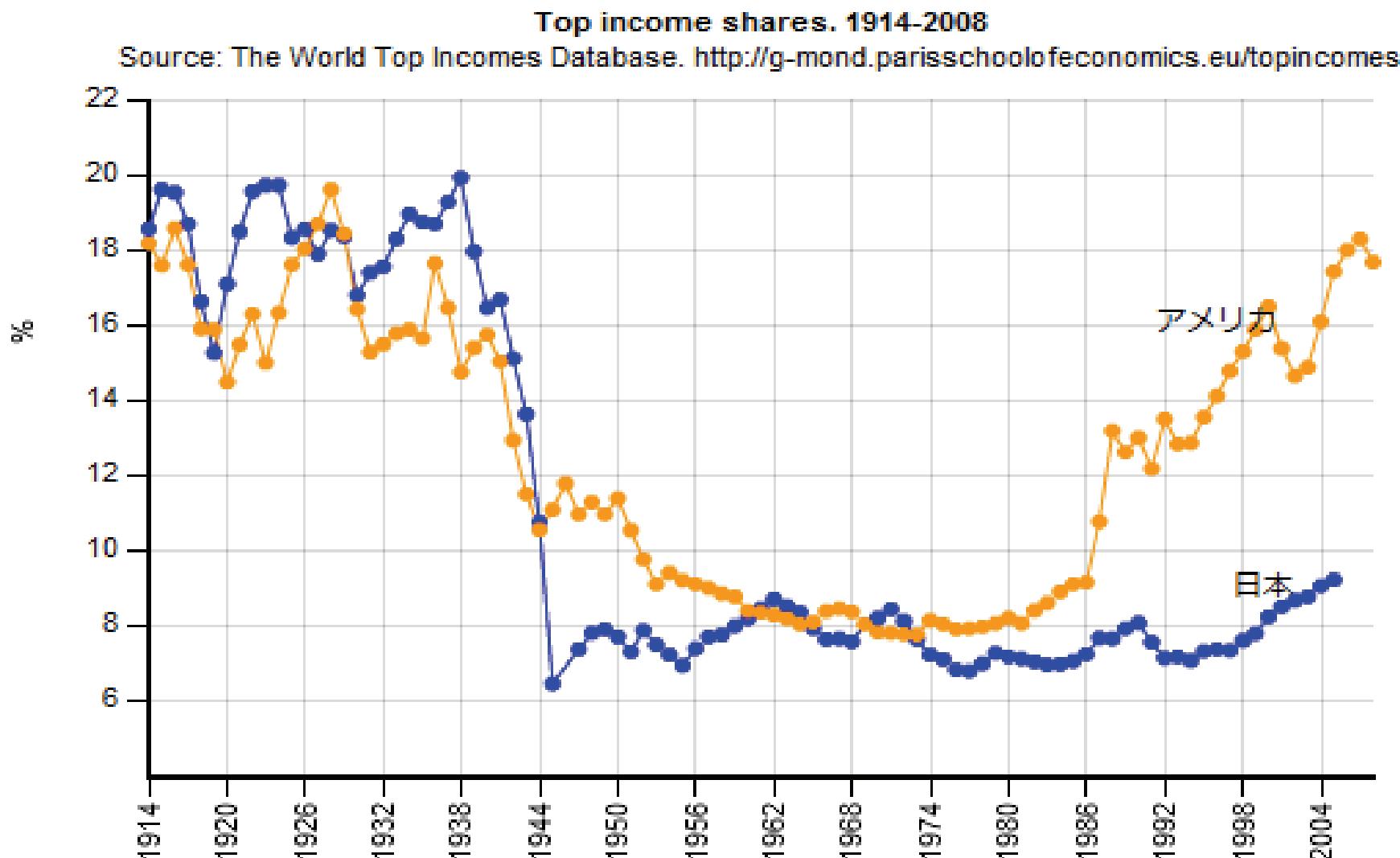
(出所)平成22年 国民生活基礎調査(2011.7.12)より作成

⑤トップ1%の所得シェア(各国)

Table 9.1. Share of top 1% in selected years

	1970	1980	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
Australia	5.9	4.8	6.3	7.2	7.6	7.6	7.5	7.7	8.0	8.3	8.9	8.8
Belgium	..	7.0	6.3	7.0	6.7	7.3	7.2	7.6	7.5	7.7
Canada	9.0	8.1	9.2	12.4	12.3	12.0	11.9	12.3	12.7	13.3	13.3	..
Denmark	..	5.2	5.1	6.6	6.3	5.8	6.3	6.6	6.3	7.1	7.4	6.5
Finland	9.9	4.3	4.6	8.8	8.0	7.9	7.9	8.6
France	8.3	7.6	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.7	8.9
Germany	11.3	10.8	10.9	11.1
Ireland	..	6.7	6.6	10.3
Italy	..	6.9	7.8	9.1	9.3	9.3	9.4	9.0	9.1	9.4	9.5	9.4
Japan	8.2	7.2	8.1	8.2	8.5	8.7	8.8	9.0	9.2
Netherlands	8.6	5.9	5.6	5.2	5.5	5.6
New Zealand	6.6	5.7	8.2	8.3	8.8	8.8	9.5	10.0	9.0
Norway	6.0	4.7	4.4	8.3	7.0	9.4	9.7	10.3	13.8	6.5	7.1	7.5
Portugal	..	4.3	7.2	9.1	9.7	9.0	9.1	9.6	9.8
Spain	..	7.5	8.4	8.8	8.8	8.5	8.6	8.6	8.8
Sweden	6.2	4.1	4.4	6.0	6.0	5.7	5.5	5.7	6.3	6.6	6.9	7.1
Switzerland	11.6	8.8	9.7	9.6	9.9	10.1	10.5
United Kingdom	7.1	..	9.8	12.7	12.7	12.3	12.1	12.9	14.3
United States	7.8	8.2	13.0	16.5	15.4	14.6	14.9	16.1	17.4	18.0	18.3	17.7

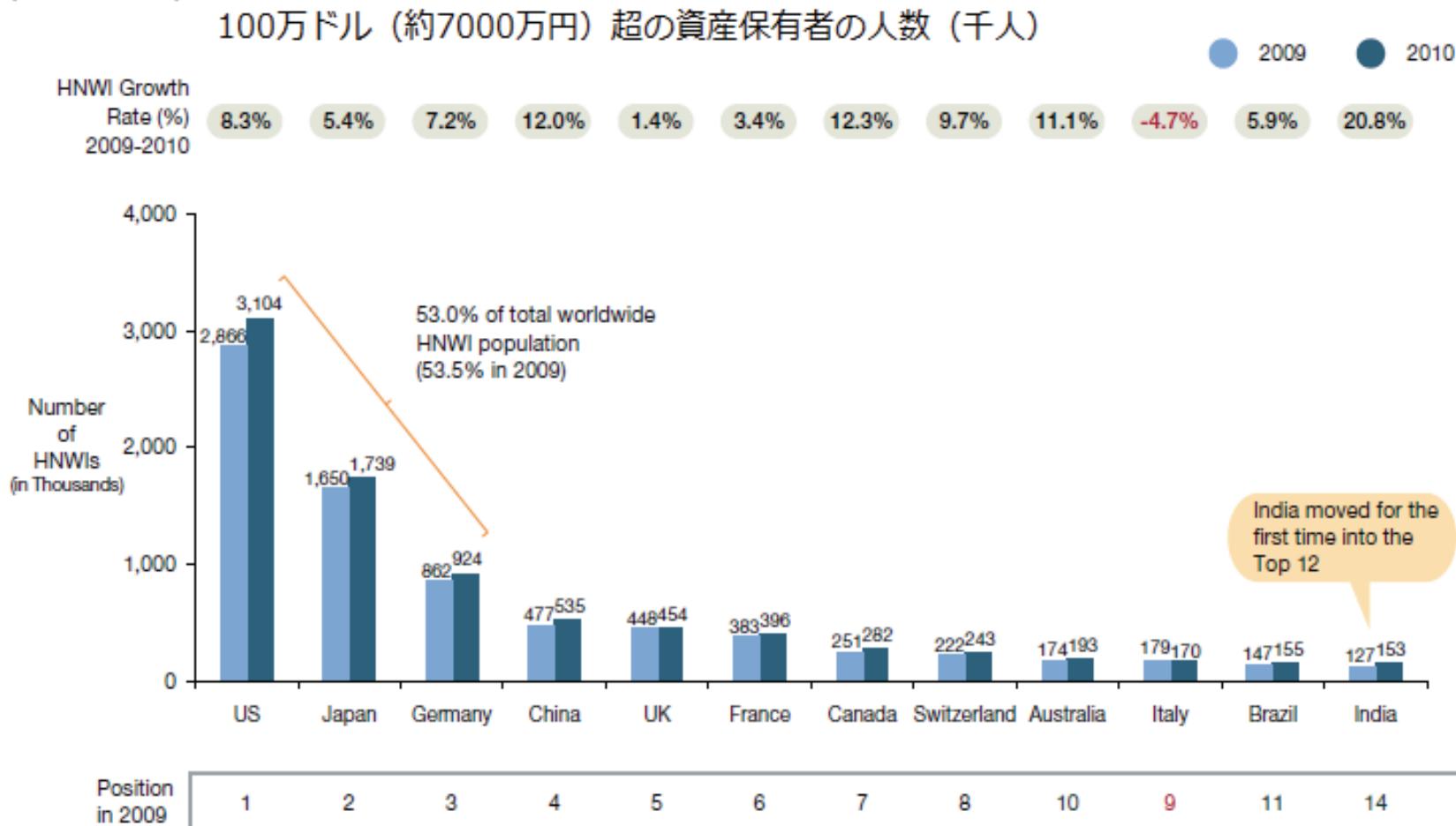
⑥トップ1%の所得シェア(アメリカと日本)



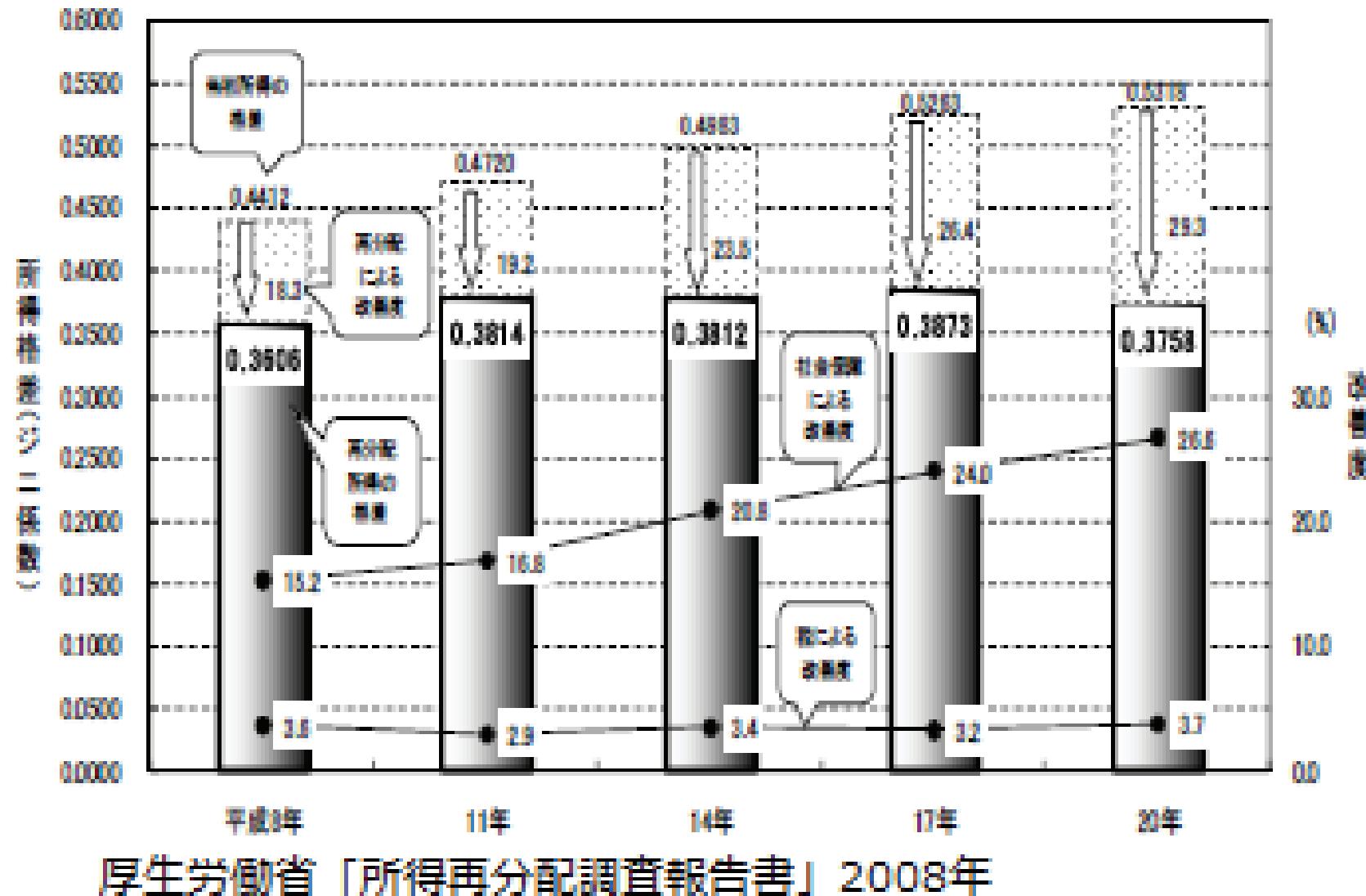
⑦増え続ける億万長者

HNWI Population by Country, 2010

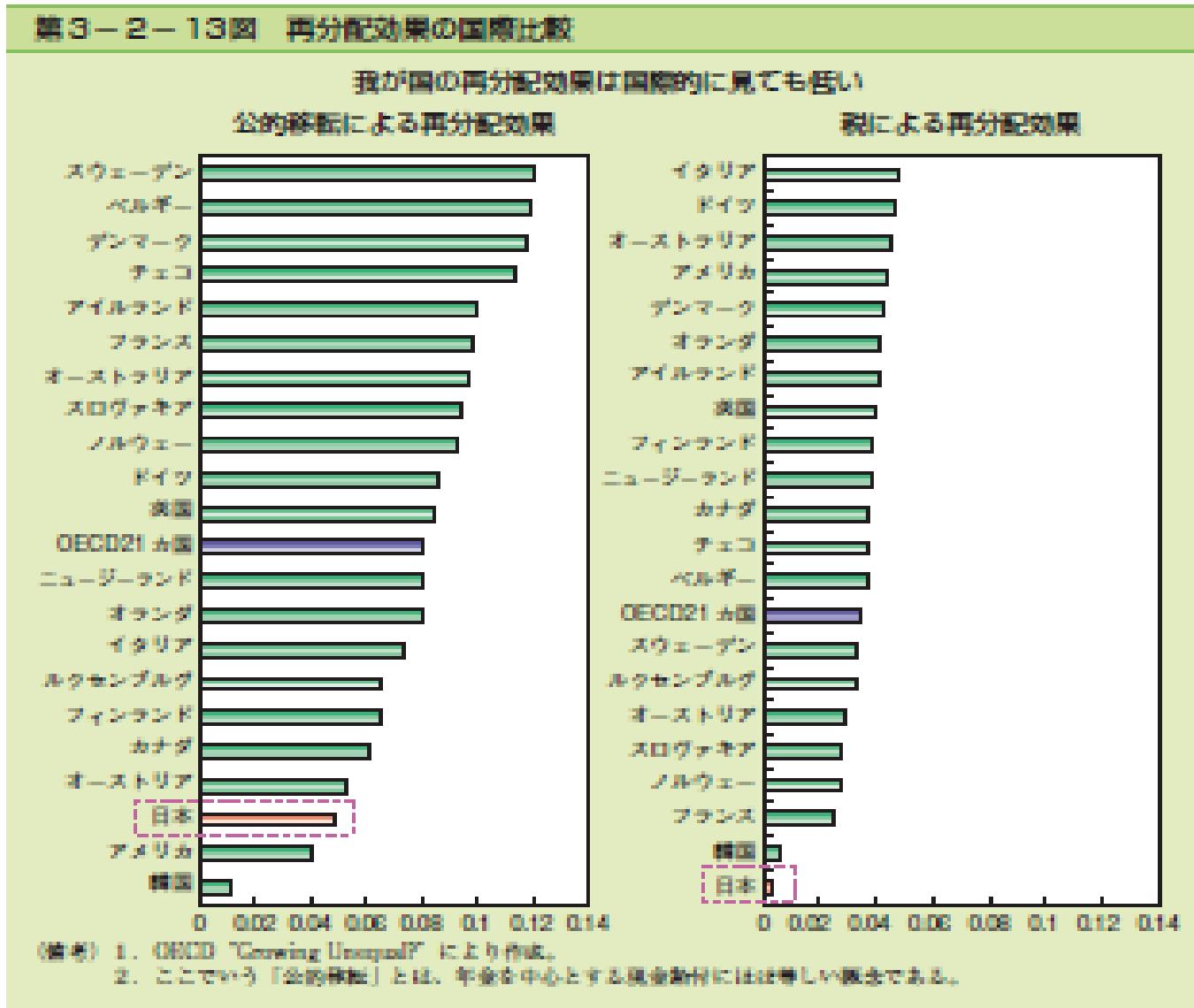
(in Thousands)



⑧日本の税はほとんど所得再分配機能を果たしていない

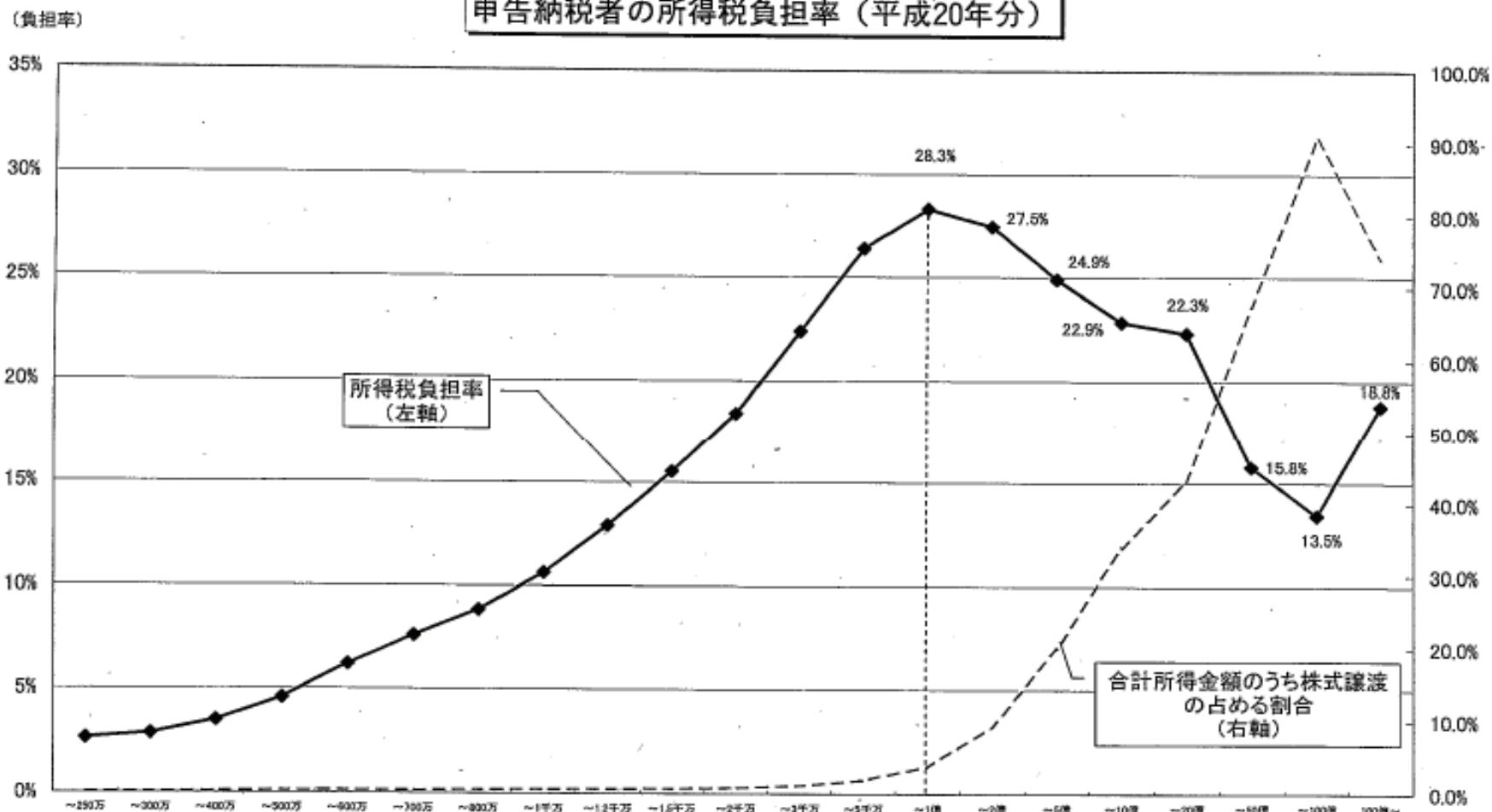


⑨日本の財政の所得再分配機能は世界最低



五、格差拡大と税制改革の在り方

①所得税 高所得者ほど低税率



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税額本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

②富裕者課税を求める世界の声

富裕層による課税強化に関する発言

1 アメリカ 「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・巴菲特の手記)

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

- 所得 100 万ドル以上の高所得者(約 24 万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
- 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約 8 千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月 14 日)

2 フランス 「我々に課税せよ」(リリアン・ベタンクール(ロレアル創業者の娘)等 16 人の嘆願)

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影响を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français : "Taxez-nous !"」(Le Nouvel Observateur 8月 25 日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツエモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中心所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

4 ドイツ 「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する 5% の課税(2 年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

③富裕者は中流家庭より高い負担を

○because of loopholes and shelters in the tax code, a quarter of all millionaires pay lower tax rates than millions of middle-class households. Right now, Warren Buffett pays a lower tax rate than his secretary.

(富裕者は多くの中流家庭よりも低い税率が適用されている)

○Tax reform should follow the Buffett rule: If you make more than \$1 million a year, you should not pay less than 30 percent in taxes.

(100万ドルを超える高所得者は30%以上の税率を適用すべき)

○if you make under \$250,000 a year, like 98 percent of American families, your taxes shouldn't go up. You're the ones struggling with rising costs and stagnant wages. You're the ones who need relief.

(アメリカ国民の98%を占める中流家庭には増税してはならない)

(Barack Obama ‘State of Union Address’ Jan.24.2012)

○民主党Sheldon Whitehouse議員が2月1日、上院にBuffett Rule法案提出。富裕層の税率を30%として400-500億ドルの增收を見込む。33

④累進課税の強化が雇用にも財政再建にも 不可欠

オバマ予算教書

Two of our biggest economic challenges— creating jobs and reducing long-term deficits— both depend on instituting a simpler, fairer, more progressive tax system than we have today.

(雇用も財政再建も税の累進強化にかかっている)

But the Administration believes that immediate, broad tax cuts for the middle class—rather than for only the wealthiest 1 or 2 percent of Americans—are far more effective at creating jobs and growing the economy.

(中流家庭に対する減税こそ、雇用と成長に効果的)

(‘Budget of US government 2013’ 2012.2.13)

⑤欧洲諸国の富裕者課税動向

欧洲諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要(未定稿)

欧洲諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、最近、富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

フランス

財政赤字削減計画(2011年8月発表。11月現在、①②は法律として成立、③は議会審議中)

- ① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ(12.3%→13.5%) (11年分~)
- ② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止(12年2月1日~)
- ③ 高所得者(単身:25万ユーロ、夫婦:50万ユーロ)に対する新規の所得課税(税率3%) (12年分~)^(注1)

追加財政赤字削減計画(2011年11月発表、11月現在、下記の措置等について議会審議中)

- 利子・配当に係る分離課税の税率引上げ(19%→24%) (12年分~)

イタリア

第2次財政健全化策(2011年9月発表。同月に法律として成立)

- ① 所得税付加税(30万ユーロを超える所得に対して3%)の導入(11年~13年の時限措置)
- ② キャピタルゲイン(国債を除く)に係る所得税の税率引上げ(12.5%→20%) (12年~)

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法(2011年9月発表。同月に成立・施行)

- 富裕税(70万ユーロを超える資産に対して0.2~2.5%)の復活^(注2) (11年、12年の時限措置)

ポルトガル

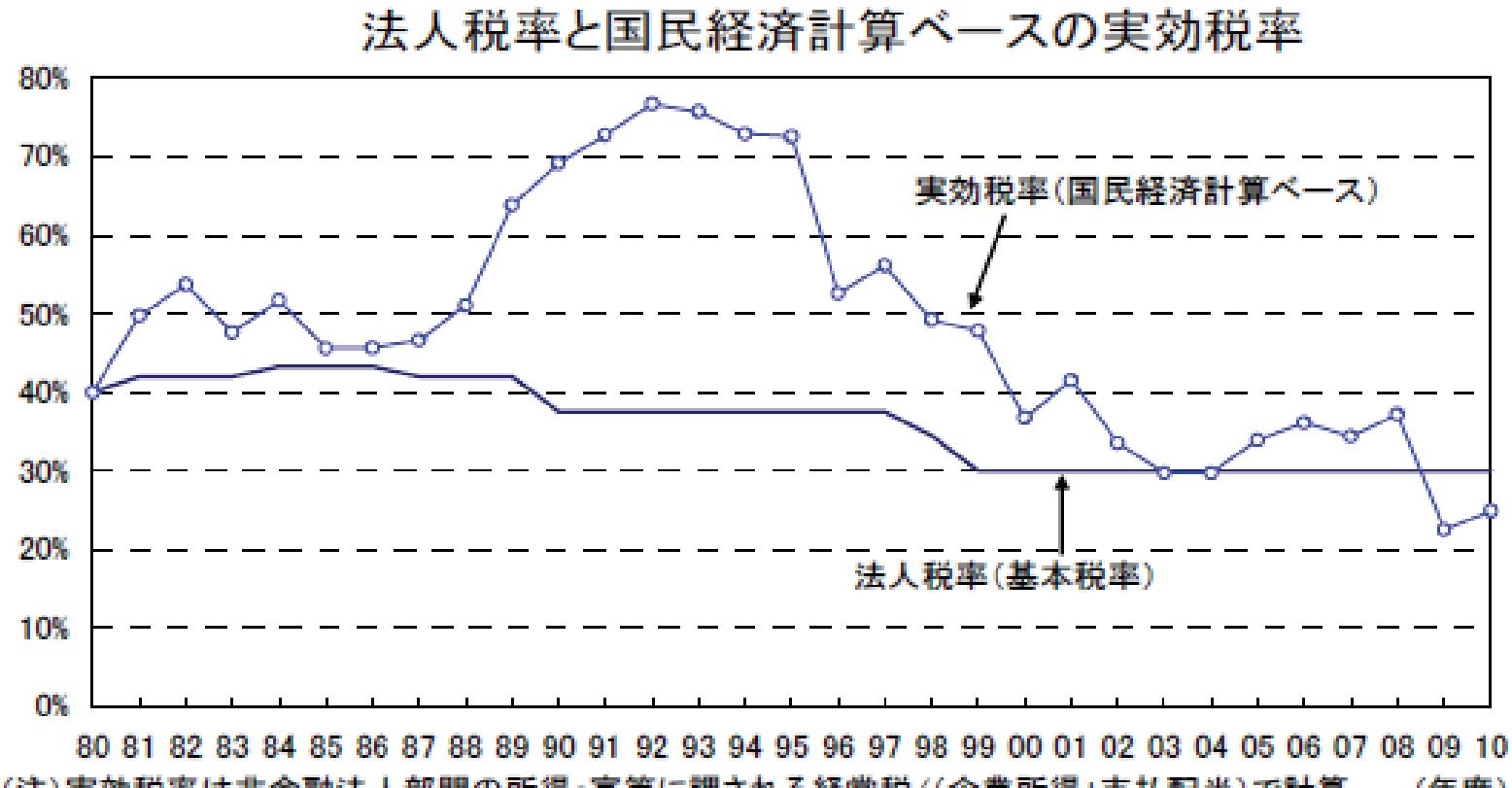
財政健全化策(2011年8月発表。11月現在、議会審議中)

- ① 所得税付加税(15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%)の導入(12年、13年のみの時限措置)
- ② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ

(注1)財政赤字対GDP比が3%になるまでの時限措置。なお、課税最低限の金額は、下院財政委員会で採択されたもの。

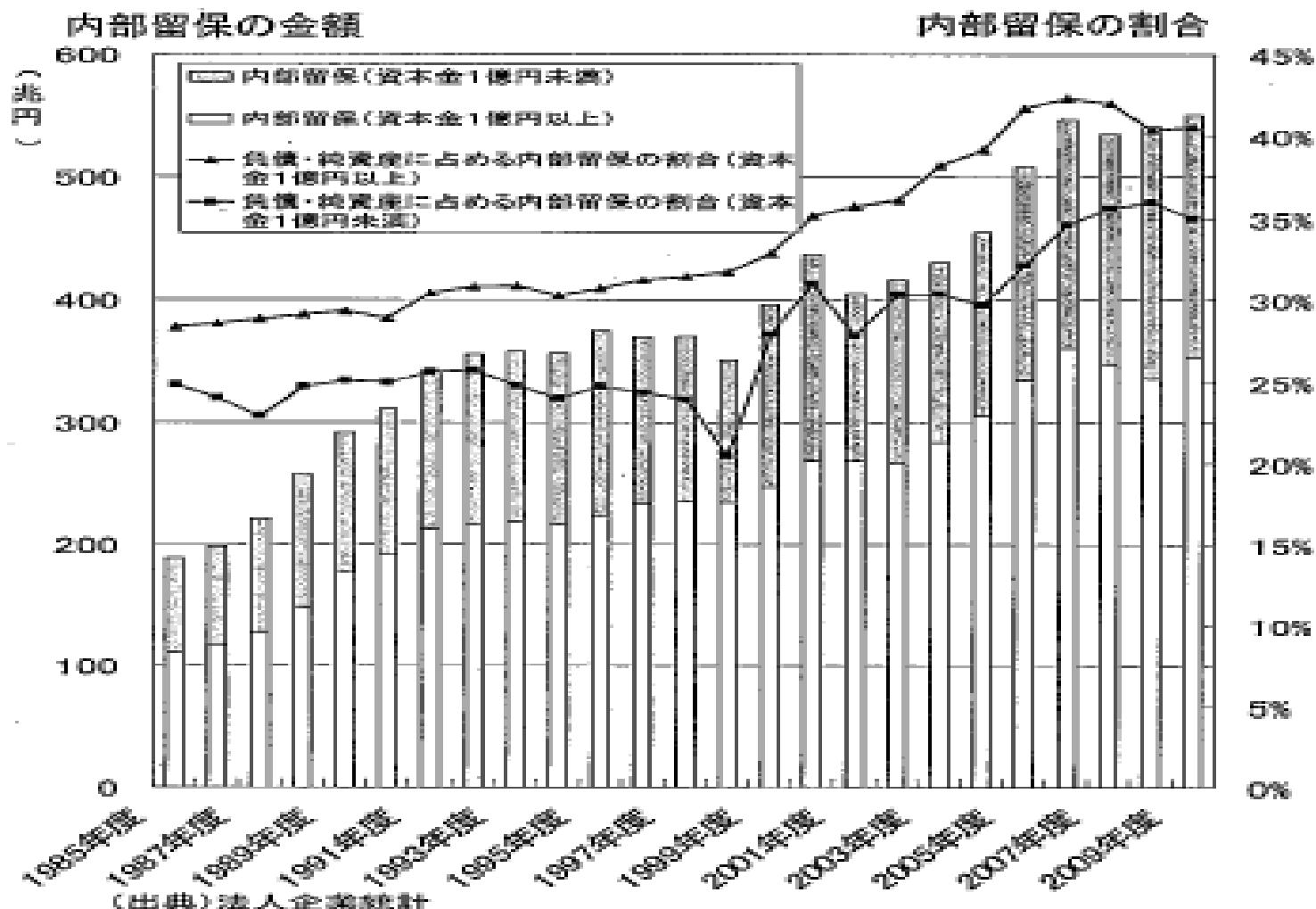
(注2)富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。

⑥大企業の負担余力 I 法人税の実効税率の急下落



ニッセイ基礎研究所、weeklyエコノミストレター 2012.1.13

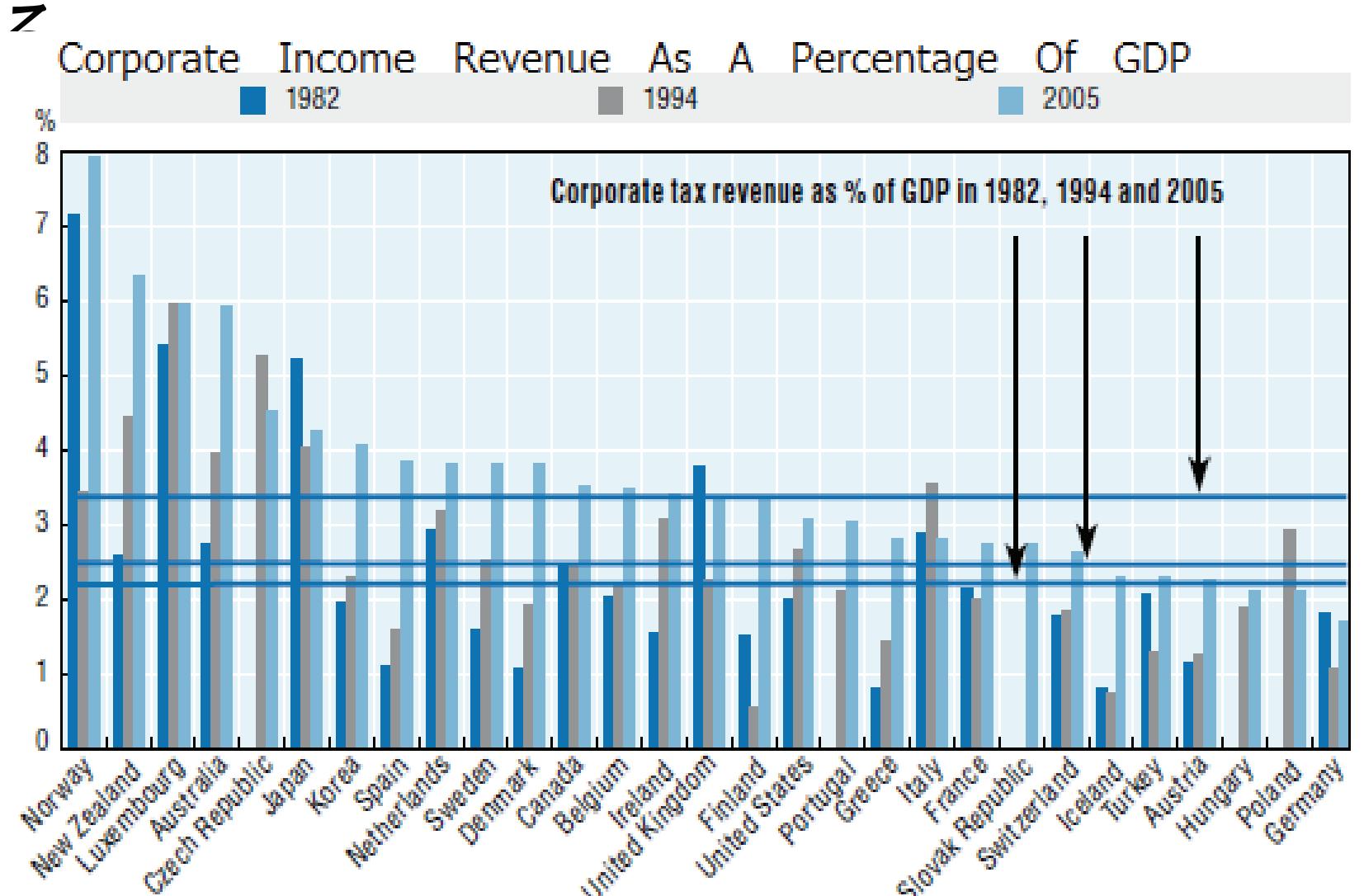
⑦大企業の負担余力Ⅱ 増え続ける大企業の内部留保



(出典)法人企業統計

(注)内部留保は、利益留保(=その他資本剰余金、利益剰余金、その他(土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等)、自己株式)、引当金、特別法上の準備金、その他の負債(未払金等)の合計

⑧世界では法人税収の役割は高まってい



OECD "Reforming Corporate Income Tax", Policy Brief, July 2008

⑨動き始めた金融取引税導入

2009年9月 ピツバーグサミット 国際的な検討始まる。

2010年6月 トロントサミット IMFが複数案を提案。FTTを導入し、株、社債、デリバティブに0.01%の税率で課税すれば、年間2000億ドル超の税収

2011.3 欧州議会 欧州金融取引税法案を可決

2011.9.28 EU委員会が導入の指令案発表。税率は株と債券取引に0.1%以上、デリバティブに0.01%以上、2014.1.1から実施。税収見込み570億€(約6兆円)。

2011.12.14 伊モンティ首相 議会上院で導入検討を表明

2012.1.29 仏サルコジ大統領発表 8月から単独導入 株式取引に対して0.1%、デリバティブに対して0.01%の税率。税収見込み10億€(約1000億円)

。

日本

2011.12.10 平成24年度税制改正対大綱 「国際連帯税については国際的な取り組みの進展を踏まえ、今後真摯に検討を行います」

⑩金融取引税による税収

Table 1: Hypothetical transaction tax receipts in the global economy 2010

Tax rate: 0.05%

Medium transactions reduction scenario 課税による取引減少を65%と仮定

	World		Europe		North America		Asia and Pacific	
	In % of GDP	In Bill. \$	In % of GDP	In Bill. \$	In % of GDP	In Bill. \$	In % of GDP	In Bill. \$
Spot transactions								
on exchanges	0.08	48.8	0.09	15.6	0.14	22.0	0.12	9.6
Derivatives transactions								
on exchanges	0.53	315.4	0.71	122.3	0.96	154.7	0.42	32.5
OTC transactions	0.49	289.1	1.00	173.1	0.38	61.9	0.65	50.8
All transactions	1.10	653.3	1.80	310.9	1.48	238.6	1.19	92.9